

農業委員会報 第77号

編集 農業委員会報編集委員会

発行 武蔵村山市農業委員会

武蔵村山市本町一丁目1-1

電話 (042) 565-1111

内線 226

農業委員会報

平成29年10月1日発行

第23期 農業委員会委員が

決まりました

平成28年4月に農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員会委員の選出方法が公選制から市長が議会の同意を得て任命する制度に変更されました。

これにより、第22期農業委員会委員の任期満了に伴い、第23期農業委員会委員が平成29年第2回武蔵村山市議会定例会における市議会の同意を得て、7月20日付で任命されました。

また、臨時総会が7月20日に開催され、会長に田代敏夫委員、会長職務代理者に石川裕一委員を決定しました。



石川 裕一 委員

会長職務代理者



田代 敏夫 委員

農業委員会会長

会長挨拶

農業委員会会長

田代 敏夫

この度、第23期農業委員会委員皆様の御推挙をいただき、農業委員会会長に就任しました田代敏夫でございます。

何分微力ではありますが、皆様方の御指導、御鞭撻を改めてお願い申し上げます。

平成29年度においては、都市農業・農地制度に関する具体的施策が進展することから、諸制度の情報を的確に捉え、これを的確に伝えるほか、より一層の農地制度への理解を図るため、座談会の開催をはじめ、情報活動を積極的に行いたいと考えております。

今後とも、関係機関・団体並びに皆様方の御支援、御協力を心からお願い申し上げますとともに、皆様方の益々の御健勝を御祈念いたしまして挨拶いたします。



藤野 政彦 委員
総務部会副部長



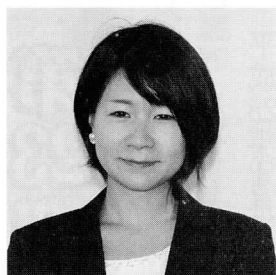
内野 晴夫 委員
農業経営部会部長



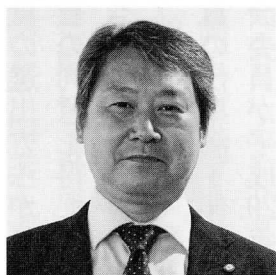
川島 修 委員

委員紹介

氏名
委員会役職名



安彦 祥子 委員



荒幡 善政 委員



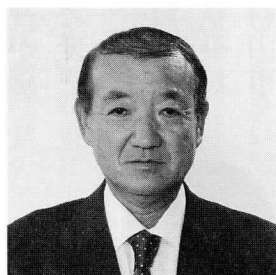
榎本 英雄 委員
土地利用部会部長



伊東 誠司 委員
農業経営部会副部長



奥住 雄一 委員



朝倉 庄吉郎 委員



大口 貴司 委員
土地利用部会副部長



高橋 文雄 委員
総務部会部長

西部地区	中部地区	東部地区	担当地区
残 後 岸 宿 ヶ 堀 谷 峰	馬 横 中 赤 萩 場 田 村 堀 尾	原 原 神 入 谷 鍛 山 第 明 ヶ 津 冶 一 山 ヶ 谷 戸 ヶ	区 域
大 田 荒 石 口 代 幡 川 貴 敏 善 裕 司 夫 政 一 委員 委員 委員	朝 榎 奥 内 倉 本 住 野 庄 英 雄 晴 吉 雄 一 夫 郎 雄 一 委員	安 川 藤 高 伊 彦 島 野 橋 東 祥 修 政 文 誠 子 修 彦 雄 司 委員 委員 委員	担 当 委 員

地区担当委員
お困りのことがございましたら、地区農業委員にお気軽にご相談ください。

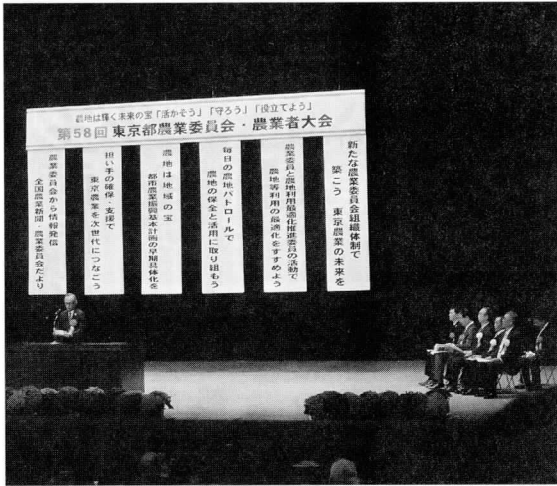
第58回東京都農業委員・ 農業者大会開催

平成29年3月2日、昭島市民会館において第58回東京都農業委員・農業者大会が開催されました。

大会では、東京農業の確立に対する要望、都市農業の振興と都市農地保全に関する要望、農業委員会活動の積極的推進に関する決議について協議いたしました。

また、同時に授賞式典が行われ本市では加園好久氏が「野菜部門」で受賞されました。

おめでとうございます。これから益々のご活動をご期待いたします。



栄えある受賞者

○企業の農業経営顕彰

東京都農業会議会長賞
全国農業会議所会長賞



加園好久氏

北多摩地区連合会

優秀農業経営者表彰

平成29年2月13日、東村山市民センターで、北多摩地区農業委員会連合会による優秀農業経営者表彰が行われ、本市から奥住隆氏が野菜部門で受賞されました。

おめでとうございます。これから益々のご活躍をご期待いたします。



奥住隆氏

農業者年金に加入を

農業者年金は、加入者・受給者数に左右されにくい積立方式（確定拠出型）の公的年金として平成14年1月からスタートしました。

国民年金（基礎年金）の第一号被保険者である農業者がより豊かな老後生活を過ごせるよう、国民年金に上乘せした公的な年金制度です。

支払う保険料は、全額社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。

詳しいパンフレットを用意しておりますので、御希望の方は、お問合せください。

圃 農業委員会事務局

野焼きは原則禁止です。

法令等で認可された設備を使わない焼却は、原則禁止されています。例外として樹木・農作物の病害虫防除等、営農上やむを得ず行う野焼きは、この例外に当たりますが、その場合であっても風向きや時間帯等周辺環境には十分配慮しなければなりません。

農業簿記講習会のご案内

農業委員会では、毎年、東京都農業会議から講師を招いて、無料簿記講習会を行っています。

講習会は、6月から翌年2月まで毎月行います。講習内容は、パソコンを使った記帳の仕方など、受講者の希望に沿った内容となっています。今年度もすでに6月から開催していますが、受付は随時行っています。

参加を希望される方は、農業委員会事務局にご連絡ください。

・講習期間 平成29年6月から平成30年2月まで（毎月1回）

・受講料 無料

・場所 中部地区会館（市役所4階）

（注）パソコンの準備はありませんので、個人のパソコンをご準備ください。

防災協力農地

平成29年7月11日に市と東京都より農業協同組合が災害時における農地の使用に関する協定を締結しました。

今後協力していただける農地に表示看板が設置されます。

生産緑地法が改正されました

平成29年6月15日に生産緑地法及び生産緑地法施行令の一部改正が施行されました。

また、改正に伴う税制については、平成30年の税制改正で方向性が示される見込みです。

生産緑地の一部改正の概要は次のとおりです。

1 生産緑地指定下限面積を300㎡に緩和

現行の法律では地区の下限面積は500㎡以上になっていますが、今回の改正により、市が条例を制定することで、下限面積を最小300㎡にすることが可能となります。(なお、本件においては、平成29年第3回市議会定例会において条例が可決成立をし、下限面積が300㎡となりました。)

2 生産緑地地区の行為制限の緩和

生産緑地区域内においては、農業生産等に必要な施設のみが認められています。新たに農産物直売所や農家レストランなどの設置が可能になります。(農地の相続税

納税猶予の対象にはなりません)

3 指定後30年を経過した生産緑地の取り扱い

生産緑地は、指定から30年を経過すると、買取申し出が可能になります。引き続き生産緑地として指定を希望する場合は、30年経過前に特定生産緑地として申請する必要があります。

なお、特定生産緑地の指定を受けないと、今後相続の際に農地の相続税納税猶予適用申請ができなくなりますのでご注意ください。

農業近代化資金の貸付及び利子補給の利率変更について

平成29年7月1日から、農業に関する資本整備の高度化や経営の近代化を対象とした農業近代化資金の貸付利率及び限度額が変更となりました。ぜひ御利用ください。

貸付利率・年2.8% ↓ 年1.8%
利子補給率・年1.5%
貸付限度額・1農業者30万円
↓ 600万円

☎ 産業振興課 (内線226)

体験型市民農園の開設にご協力を

現在、市内には体験型市民農園が2園開設されています。

体験型市民農園は、市民の農業体験の場、また市民交流の場として利用されていますが、現在不足している状況です。

そこで、農園の開設にご協力いただける方を募集しています。

農地の利用貸借について

多摩開墾に代表される市街化調整区域内の農地については、市が間に入って、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定により認定農業者等に対し、農地の貸し借りができます。

この場合、貸した農地は期限(約5年間)が来れば必ず返還されます。

また、期間満了前に貸し手と借り手の双方の了解のもとで継続して貸し借りすることもできます。

この利用権設定によるメリットとしては、相続税納税猶予制度の適用を受けている農地を貸し付けても猶予が継続されることです。ま

また、農園を開設する際の設備費について、一部補助金が支給されます。

なお、体験型市民農園は、相続税納税猶予の対象農地にも開設することができません。

☎ 産業振興課 (内線226)

た、今後相続があった場合も、貸し付けている農地は相続税納税猶予制度の適用を受けることができます。

☎ 農業委員会事務局

多摩開墾内の道路通行時のお願い

多摩開墾内の道路は、農家の皆さんが通行する大切な道路です。

道路内では優しい運転に心がけるようご協力をお願いいたします。今年度も引き続き、悪路の整備を実施いたします。

なお、道路の穴に石や残滓を捨てますと、車のパンクの原因にもなりますので、おやめください。